

議案第20号

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例</u>	<u>三朝町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例</u>
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づ	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づ

き、次に掲げる特別職の職員（以下「町長等」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(1)及び(2) 略

(給与)

第2条 町長等に支給する給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 町長等の給料月額は、別表第1のとおりとする。

2 新たに町長等となった者には、その日から給料を支給する。

3 町長等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで給料を支給する。

4 前2項の規定により給料を支給する場合（月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するときを除く。）の給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(期末手当)

第4条 町長等の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(旅費)

第5条 町長等の旅費の種類は、鉄道賃、船

き、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(1)及び(2) 略

(給与)

第2条 特別職の職員に支給する給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第3条 特別職の職員の給料月額は、別表第1のとおりとする。

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の115に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(旅費)

第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道

賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の12種とし、内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。

(旅費の調整)

第6条 略

(この条例に定めがない事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、町長等の給与及び旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。

賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の12種とし、内国旅行の旅費日額は別表第2、外国旅行の旅費の額は国家公務員の例による。

(旅費の調整)

第6条 略

2 前項の旅費の調整は、一般職の職員の例によるものとする。

(給与及び旅費の支給方法)

第7条 特別職の職員の給与及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和44年三朝町条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与) 第2条 略 2 略 <u>3 新たに教育長となった者には、その日から給料を支給する。</u>	(給与) 第2条 略 2 略

4 教育長がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで給料を支給する。

5 前2項の規定により給料を支給する場合（月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するときを除く。）の給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

6 期末手当の額は、給料月額の下100分の120に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(給与の支給)

第3条 前条に定めるもののほか、教育長の給料及び手当の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(旅費)

第4条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の12種とし、その額及び支給方法は、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)の適用を受ける職員の例による。

3 期末手当の額は、給料月額の下100分の115に相当する額に三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第3条 教育長の給料及び手当の支給方法は、一般職の職員に対する支給方法の例による。

(旅費)

第4条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当の12種とし、その額及び支給方法は、三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和45年三朝町条例第5号)の適用を受ける職員の例による。

(三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年三朝町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)

を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 管理者の給料月額は、<u>521,000円</u>とする。</p> <p><u>2 新たに管理者となった者には、その日から給料を支給する。</u></p> <p><u>3 管理者がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで給料を支給する。</u></p> <p><u>4 前2項の規定により給料を支給する場合（月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するときを除く。）の給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 管理者の給料月額は、<u>561,000円</u>とする。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、給料月額<u>の100分の120</u>に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。<u>ただし、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 管理者の期末手当の額は、給料月額<u>の100分の115</u>に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例(昭和28年三朝町条例第25号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(旅費)</p> <p>第5条 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑</p>

<p>費及び死亡手当の 12 種とし、その額及び支給方法は、<u>三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例</u>(昭和 45 年三朝町条例第 5 号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第 6 条 <u>この条例に定めるもののほか、管理者の給与及び旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。</u></p>	<p>費及び死亡手当の 12 種とし、その額及び支給方法は、<u>特別職の職員で常勤のもの</u>の給与及び旅費に関する条例(昭和 45 年三朝町条例第 5 号)の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(給与及び旅費の支給方法)</p> <p>第 6 条 管理者の給与及び旅費の<u>支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年三朝町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、議会の議員に支給する旅費については、<u>三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例</u>(昭和 45 年三朝町条例第 5 号)を準用する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、議会の議員に支給する旅費については、<u>三朝町特別職の職員で常勤のもの</u>の給与及び旅費に関する条例(昭和 45 年三朝町条例第 5 号)を準用する。</p>